

総社市消防訓令第3号

消 防 本 部  
消 防 署

総社市消防事務決裁規程（平成17年総社市消防訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

総社市消防長 池 上 泰 史

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（代決の表示及び後閲） 第5条 代決者が代決するとき <u>（総社市文書規程（平成17年総社市訓令第13号）第2条第8号に規定する文書管理システムを使用して代決する場合を除く。）</u>は、「代」と明記して押印しなければならない。この場合において、正当決裁者の後閲を要すると認められるものは、「要後閲」とその旨を表示しなければならない。</p>	<p>（代決の表示及び後閲） 第5条 代決者が代決するときは、「代理」と明記して押印しなければならない。この場合において、正当決裁者の後閲を要すると認められるものは、「要後閲」とその旨を表示しなければならない。</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。